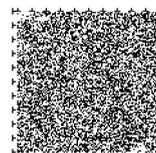


資料編



1 策定体制

(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会

○朝霞市障害者プラン推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市障害者プラン推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき、障害者に関する施策について必要な調査及び審議を行うため、朝霞市障害者プラン推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者プラン及び障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関の相互の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

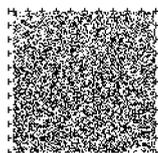
- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募による市民または公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。



(任期)

第6条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

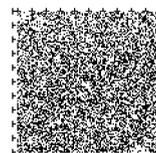
第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

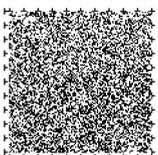


(2) 朝霞市障害者プラン推進委員会委員名簿**①令和4年度**

(敬称略)

	代表区分等	委員氏名
障害者団体の代表者		
1	朝霞市視力障害者友の会	坂本 憺
2	朝霞市聴覚障害者協会	戸田 康之
3	NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会	高垣 和美
4	地域で共に生きるナノ・朝霞	須貝 孝
5	特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会	菅田 恵子
6	特定非営利活動法人 彩の会	栗山 享起
7	特定非営利活動法人 なかよしねっと	住田 貴子
8	特定非営利活動法人 ぷりずむ	木舩 晴子
9	歩の会	鈴木 洋子
社会福祉関係団体の代表者		
10	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	篠本 晃広
11	埼玉県朝霞保健所	横山 創
12	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	白木 順子
13	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	川口 裕
14	朝霞地区一部事務組合	○森田 康彦
知識経験を有する者		
15	学校法人 東洋大学	◎是枝 喜代治
公募市民		
16	市民	近岡 賢二
17	市民	矢澤 恵里子

◎委員長 ○副委員長

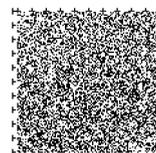


②令和5年度

(敬称略)

	代表区分等	委員氏名
障害者団体の代表者		
1	朝霞市視力障害者友の会	坂本 惇
2	朝霞市聴覚障害者協会	戸田 康之
3	NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会	高垣 和美
4	地域で共に生きるナノ・朝霞	須貝 孝
5	特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会	本橋 操
6	特定非営利活動法人 彩の会	栗山 享起
7	特定非営利活動法人 なかよしねっと	住田 貴子
8	特定非営利活動法人 ぷりずむ	木舩 晴子
9	歩の会	鈴木 洋子
社会福祉関係団体の代表者		
10	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	○篠本 晃広
11	埼玉県朝霞保健所	斉藤 富美代
12	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	柴田 一彦
13	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	寺嶋 深雪
14	朝霞地区一部事務組合	吉田 宏子
知識経験を有する者		
15	学校法人 立教学院 立教大学	◎飯村 史恵
公募市民		
16	市民	近岡 賢二
17	市民	矢澤 恵里子

◎委員長 ○副委員長



2 障害のある人が利用している主な施設等

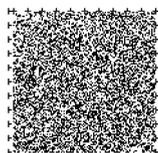
(1) 障害のある人が利用している施設等（朝霞市内）

① 居住系サービス

施設の種類	施設・事業所名	所在地
施設入所支援	あさか向陽園	青葉台
グループホーム	エムケーホームみんなの希望の家	宮戸
	成る実寮	宮戸
	ふれんず	泉水
	グループホームつぐみ	溝沼
	クリード朝霞	大字浜崎
	オープン・ハート朝霞台	三原
	グループホームまはろ朝霞宮戸	宮戸
生活ホーム	朝霞青年寮	西弁財

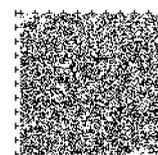
② 短期入所

施設の種類	施設・事業所名	所在地
短期入所	あさか向陽園	青葉台
	朝光苑障害者短期入所事業所	青葉台
	グループホームつぐみ	溝沼
	介護老人保健施設 つつじの郷	大字下内間木
	クリード朝霞ショートステイ	大字浜崎
	グループホームまはろ朝霞宮戸	宮戸



③訪問系サービス

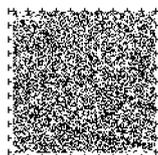
施設の種類	施設・事業所名	所在地
重度訪問介護	埼玉ライフケアサービス あさか訪問介護事業所	本町
	ひとみケアサポート	岡
	ニチイケアセンター朝霞台	三原
	ニチイケアセンター朝霞	本町
	ニチイケアセンター朝霞東	根岸台
	訪問介護事業所あさがお朝霞	膝折町
	スマイルサポート・サンシャイン	浜崎
	特定非営利活動法人ユウケア	根岸台
	アスモ介護サービス三原	三原
	アスモイーケア	栄町
	SOMP Oケア 朝霞 訪問介護	根岸台
	みつば訪問介護 朝霞台	三原
	きずなの空	朝志ヶ丘
	おひさま介護サービス朝霞	本町
	訪問介護本舗 あさか	本町
	ドット365朝霞（障がい者訪問介護）	幸町
同行援護	地域支援センター「コーヒータイム」	仲町
	訪問介護事業所あさがお朝霞	膝折町
	特定非営利活動法人ユウケア	根岸台
	アスモイーケア	栄町
	おひさま介護サービス朝霞	本町
	合同会社アイサポート	北原
	ドット365朝霞（障がい者訪問介護）	幸町



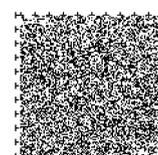
施設の種類	施設・事業所名	所在地
居宅介護	埼玉ライフケアサービス あさか訪問介護事業所	本町
	ひとみケアサポート	岡
	ニチイケアセンター朝霞台	三原
	ニチイケアセンター朝霞	本町
	ニチイケアセンター朝霞東	根岸台
	訪問介護事業所あさがお朝霞	膝折町
	スマイルサポート・サンシャイン	浜崎
	特定非営利活動法人ユウケア	根岸台
	アスモ介護サービス三原	三原
	アスモイーケア	栄町
	SOMP Oケア 朝霞 訪問介護	根岸台
	みつば訪問介護 朝霞台	三原
	きずなの空	朝志ヶ丘
	おひさま介護サービス朝霞	本町
	訪問介護事業所りんか	幸町
	訪問介護本舗 あさか	本町
	合同会社アイサポート	北原
ドット365朝霞（障がい者訪問介護）	幸町	

④日中活動系サービス

施設の種類	施設・事業所名	所在地
生活介護	あさか向陽園	青葉台
	はあとぴあ福祉作業所	大字浜崎
	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	ひまわり工房	大字宮戸
	なかよしかふえ	朝志ヶ丘
	くれいん	大字浜崎
	生活介護まはろ朝霞宮戸	宮戸



施設の種類	施設・事業所名	所在地
自立訓練（生活訓練）	リライト	仲町
	ポコポコプカプカ	本町
就労継続支援B型	あさか向陽園	青葉台
	はあとぴあ福祉作業所	大字浜崎
	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	リロード	幸町
	ひまわり工房	大字宮戸
	ポコポコプカプカ	本町
	リハスワークあさか	仲町
就労移行支援	ウェルビー 朝霞台駅前センター	浜崎
	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	リロード	幸町
	Cocorport 朝霞台 Office	東弁財
	Cocorport 北朝霞 Office	西原
就労定着支援	ウェルビー 朝霞台駅前センター	浜崎
	Cocorport 朝霞台 Office	東弁財
	Cocorport 北朝霞 Office	西原
自立生活援助	自立生活援助事業所キラキラ朝霞	本町
地域活動支援センター	ぱれっと	溝沼
	れすと	三原

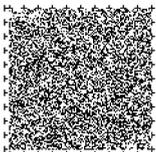


⑤相談支援事業所

施設の種類	施設・事業所名	所在地
特定相談支援事業所	コーヒータイム相談事業所	仲町
	はあとぴあ障害者相談支援センター	大字浜崎
	相談支援事業所キラキラ朝霞	本町
	相談支援事業所リライト	仲町
	ふれあい障害者相談支援センター	大字上内間木
	相談支援事業所ひまわり	大字宮戸
	朝霞市つばさ会相談支援事業所あゆみ	三原
	相談支援センターさいゆう	根岸台
	共生みらいマネジメント	朝志ヶ丘
	Cocorport 相談支援室 朝霞台	東弁財
	相談支援事業所 福寿	宮戸
	相談支援 元気キッズNCSあさか	大字浜崎
	一般相談支援事業所	相談支援事業所キラキラ朝霞

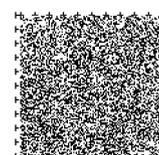
⑥その他

施設の種類	施設・事業所名	所在地
相談支援	はあとぴあ障害者相談支援センター	大字浜崎
就労支援	朝霞市はあとぴあ障害者就労支援センター	大字浜崎
手話通訳	朝霞市手話通訳者等派遣事務所	大字浜崎



(2) 障害のある人が利用している主な施設等（朝霞市外）

施設の種類	施設・事業所名	所在地
生活介護	すずらん	志木市
	すわ緑風園	和光市
短期入所	すわ緑風園	和光市
施設入所支援	すわ緑風園	和光市
特定相談支援事業所	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター	志木市
盲人ホーム	埼玉盲人ホーム	さいたま市
	盲人ホーム埼玉光会館	熊谷市
視・聴覚障害者情報提供施設	埼玉聴覚障害者情報センター	さいたま市
	埼玉盲人ホーム	さいたま市
	熊谷点字図書館	熊谷市
宿泊休養施設	埼玉県伊豆潮風館	静岡県伊東市

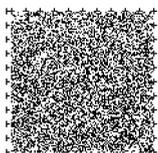


3 障害のある児童が利用している主な施設等

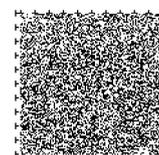
(1) 障害のある児童が利用している施設等（朝霞市内）

①障害児通所系サービス

施設の種類	施設・事業所名	所在地
児童発達支援	ひかりぎスタジオ朝霞	本町
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町
	ひかりぎスクール朝霞	本町
	アートチャイルドケア S E D スクール朝霞台	浜崎
	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	岡
	A B A 児童発達支援・放課後等デイ療育 ぷーあーぷー朝霞台	東弁財
	P a l 膝折教室	膝折町
	ひかりぎ朝霞台	西原
	児童発達支援元気キッズ P S C	根岸台
	コペルプラス朝霞台教室	浜崎
	F r i e n d s 朝霞	溝沼
	アートチャイルドケア S E D スクール朝霞駅前	青葉台
	あすてらす朝霞	根岸台
	P a l α あさか台	西弁財
	ハビー朝霞台教室	浜崎
	こぱんはうすさくら 志木教室	三原
	児童発達支援センター元気キッズチルズ	大字浜崎
	てらびあぽけっと 朝霞駅前教室	本町
	P a l 教室Up	東弁財
	発達支援つむぎ 北朝霞ルーム	西原
放課後等デイサービス ウィズ・ユ一朝霞本町	本町	



施設の種類	施設・事業所名	所在地
保育所等訪問支援	児童デイサービスまはろ朝霞台	東弁財
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町
	A B A児童発達支援・放課後等デイ療育 ぷーあーぷー朝霞台	東弁財
	P a l 膝折教室	膝折町
	児童発達支援元気キッズP S C	根岸台
	コペルプラス朝霞台教室	浜崎
	F r i e n d s 朝霞	溝沼
	P a l αあさか台	西弁財
	児童発達支援センター元気キッズチルズ	大字浜崎
	P a l 教室N E O	膝折町
	アートチャイルドケアS E Dスクール朝霞台	浜崎
P a l 教室U p	東弁財	
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	岡
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス まいまい1	西弁財
	児童デイサービス まはろ朝霞台	東弁財
	放課後等デイサービス さくらんぼ	三原
	クローバーよつばのいえ朝霞	栄町
	放課後等デイサービス まいまい2	本町
	ひかりぎスタジオ朝霞	本町
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町
	たまみずぎ朝霞	本町
	ひかりぎスクール朝霞	本町
	A B A児童発達支援・放課後等デイ療育 ぷーあーぷー朝霞台	東弁財
	P a l 膝折教室	膝折町
	放課後等デイサービス まいまい3	泉水
	ひかりぎ朝霞台	西原
	F r i e n d s 朝霞	溝沼



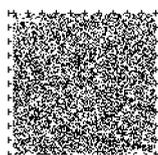
施設の種類	施設・事業所名	所在地
放課後等デイサービス	あすてらす朝霞	根岸台
	放課後等デイサービスすくすくすてつぷ朝霞	本町
	P a l αあさか台	西弁財
	ハビー朝霞台教室	浜崎
	クローバーよつばのいえ朝霞駅前	本町
	こぱんはうすさくら 志木教室	三原
	ひかりぎスクール朝霞台	浜崎
	P a l 教室 NEO	膝折町
	P a l 教室Up	東弁財
	児童発達支援センター元気キッズチルズ	大字浜崎
	放課後等デイサービス ウィズ・ユ一朝霞本町	本町

②相談支援事業所

施設の種類	施設・事業所名	所在地
障害児相談支援事業所	コーヒータイム相談事業所	仲町
	はあとぴあ障害者相談支援センター	大字浜崎
	相談支援事業所キラキラ朝霞	本町
	ふれあい障害者相談支援センター	大字上内間木
	相談支援事業所ひまわり	大字宮戸
	共生みらいマネジメント	朝志ヶ丘
	相談支援事業所 福寿	宮戸
	相談支援 元気キッズNCSあさか	大字浜崎

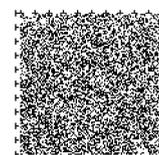
③子育て支援センター

施設の種類	施設・事業所名	所在地
子育て支援センター	おもちゃ図書館なかよしばあく	朝志ヶ丘



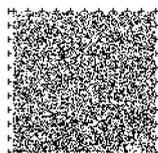
(2) 障害のある児童が利用している主な施設等 (朝霞市外)

施設の種類	施設・事業所名	所在地
児童発達支援センター	みつばすみれ学園	志木市
医療型児童発達支援センター	総合療育センターひまわり学園	さいたま市
	療育センターさくら草	さいたま市
福祉型障害児入所施設	共愛学園	羽生市
	久美学園	さいたま市
医療型障害児入所施設	嵐山郷	比企郡嵐山町
特別支援学校	坂戸ろう学園	坂戸市
	塙保己一学園	川越市
	和光特別支援学校	和光市
	和光南特別支援学校	和光市
障害児相談支援事業所	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター	志木市

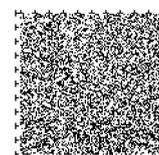


4 用語解説

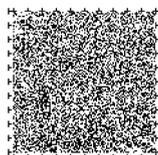
あ行	
アクセシビリティ [P12,37,40,47,59,68,69]	アクセシビリティ（英語:Accessibility）とは、高齢者・障害のある人を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。
朝霞市日本手話言語条例 [P9,11,68,155,158]	全国初の「日本手話」を言語として定義した条例。この条例では、ろう者が日本手話を使用して、安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指すことを目的としている。平成 28（2016）年 4月に施行された。
アセスメント [P13,78,119,125,128]	「評価」「査定」の意味で用いられることが多く、「対象が周囲に及ぼす影響の評価をすること」「開発が環境に与える影響の程度や範囲、また対策について、事前に予測・評価すること」などを指す。
育成医療 [P92,101]	育成医療とは、都道府県が、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行い、またはこれに代えて育成医療に要する費用を支給すること。
意思疎通支援事業 [P42,101,155]	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行う事業。 朝霞市では、手話通訳者の派遣を社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託し、地域に密着した形で実施している。
移動支援事業 [P29,31,42,71,72,101,120,159]	社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出時に移動を支援する事業。
医療的ケア [P11,22,33,130,134]	吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動または手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌物を吸引すること。注入とは、呼吸障害、摂食障害などがある人に、経管による栄養及び水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。



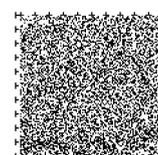
医療的ケア児 [P9,15,22,23,32,33,79,81,83,89,90,99,111,145,146]	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）。令和3（2023）年9月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
インクルーシブ教育 [P13,84]	子どもたち一人一人が多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。
運動ニューロン疾患 [P131]	筋肉を動かす神経単位（運動ニューロン）が変性・死滅するため、全身の筋肉が徐々に萎縮し、運動機能が失われてゆく、原因不明の病気の総称。筋萎縮性側索硬化症（ALS）などがその代表的なもの。
NPO [P63,77,97]	Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10（1998）年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。
音声訳 [P68,70]	インクを用いて表現された文字や図表など、視覚など聴覚以外の感覚器に依存する媒体からの情報取得が困難な人々のための情報保障形態のひとつとして、これらの情報を音声化すること。
<h2>か行</h2>	
介護保険制度 [P117]	40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、その保険料や税を財源に、介護が必要と認定されたときには、原則1割負担で介護保険サービスを利用できる制度。被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付を行う。介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支え合う。
基幹相談支援センター [P13,15,38,60,97,113,151,152]	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。



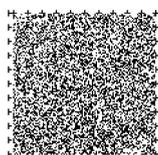
共生社会 [P2,3,12,15,37,40,46,47,49,79,96,98,149,150]	誰も相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。 障害のある人とない人が区別されることなく、社会生活を共にすることが正常なことであるとする考え方をノーマライゼーションという。
強度行動障害 [P9,14,15,23,34,37,79,102,105,134]	障害特性に環境がうまく合っておらず、人や場に対する嫌悪感や不信感が高まることで行動障害（自傷、他害、こだわり、睡眠障害、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動）が強くなった状態。特別に配慮された支援が必要になる。
居宅訪問型児童発達支援 [P42,101,142]	重度の障害等の状態にある児童を対象に、障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。
筋萎縮性側索硬化症 (A L S) [P130,131]	Amyotrophic Lateral Sclerosis の略。脳から脊髄まで信号を伝える上位運動ニューロンと、それを受けて脊髄から信号を発し筋肉を収縮させる下位運動ニューロンが、選択的かつ進行性に変性し消失していく原因不明の病気。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、初期には手足がやせたり力が入らなくなる。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難になるほか、言語障害、嚥下障害、呼吸障害に及ぶ。
筋ジストロフィー [P130]	筋肉の栄養障害により身体、上下肢の筋肉が衰え、歩いたり手足を動かしたりすることができなくなる進行性の遺伝子異常による病気。
グループホーム [P13,14,25,34,42,65,101,102,105,115,133,134]	障害者総合支援法で、共同生活援助という。地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において障害のある人が共同で生活する形態で、世話人や支援員によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。
ケアラー（ヤングケアラー） [P63]	高齢、身体上、精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。そのうち、18歳未満の子どものことをヤングケアラーといい、本来大人が担うと想定されている役割を負担することで、学業や個人の時間に影響を与えていることから支援が求められている。また、重い病気や障害のある兄弟姉妹がいる子どもは「きょうだい児」と呼ばれ、幼少期から兄弟姉妹のケアに追われているケースもあり、心身に大きな負担がかかっていることが問題視されている。



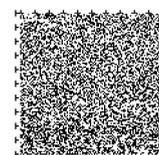
計画相談支援 [P4,42,64,101,113,136,137]	サービス利用支援及び継続サービス利用支援の相談を支援すること。
ケースワーカー [P151]	生活保護を受けている人や障害のある人など、社会的に支援を必要とする人とその環境に対して、さまざまな働きかけをする職員のこと。
言語聴覚士 [P160]	厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある人についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う人のこと。
権利擁護 [P2,12,37,40,46,55,56,151,153,154]	自己の権利を表明することが困難または不十分な知的障害、精神障害のある人などが、地域社会で自立して生活するために必要な権利やニーズの表明を支援し代弁すること。
高次脳機能障害 [P9,23,34,37,50,65,79,103,123,153,167]	交通事故や脳血管疾患などの病気で脳に損傷を受けた後遺症として、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活において、支障をきたす障害。外見からは分かりにくく、自覚できない場合もあるため、「見えない障害」とも言われている。
更生医療 [P92,101]	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
更生訓練 [P166]	障害のある人の経済的自立及び日常生活上の自立を目的として行われるさまざまな訓練やリハビリテーションのこと。
合理的配慮 [P12,37,46,53,54,84,100]	<p>障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。典型的な例として、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられる。平成28（2016）年4月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。</p> <p>なお、行政機関の合理的配慮は法的義務なのに対し、事業所の合理的配慮は努力義務だったが、障害者差別解消法の改正により、令和6（2024）年4月1日からは、事業所の合理的配慮も法的義務となっている。</p>



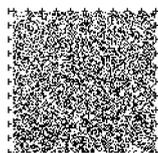
さ行	
埼玉県思いやり駐車場制度 (パーキング・パーミット制度) [P71,72]	障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度。
作業療法士 [P9,11,24,35,123,160]	身体または精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を行わせる人のこと。
サービス等利用計画 [P60,122,135,136,137]	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。
指定特定相談支援事業者 [P122,135,136]	平成 24 (2012) 年 4 月の障害者総合支援法の改正により、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業者を特定相談支援事業者という。障害福祉サービス等を申請した障害のある人及び障害のある児童について、サービス等利用計画の作成、サービス支給決定後のサービス等利用計画の見直し (モニタリング) を行う。
指定難病医療給付制度 [P21]	「難病の患者に対する医療等に関する法律」 (平成 26 (2014) 年法律第 50 号) に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度。令和 6 (2024) 年 4 月現在、指定難病は 341 疾病となっている。
児童発達支援センター [P61,84,110,167]	主に未就学の障害のある児童またはその可能性のある児童に対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援を行う施設。また、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う。
児童福祉法 [P4,5,12,36,101,130]	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。



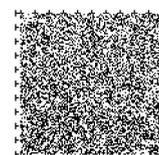
社会福祉協議会 [P6,44,50,56,85,152,154,155,158,164]	地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業など、さまざまな社会福祉事業を実施している。本市では、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会が設置されている。
社会福祉士 [P63,66,151,152]	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。
若年性認知症 [P50,65]	65歳未満で発症する認知症。働き盛りの世代に発症するため、本人や家族の生活への影響が大きい。また発症しても、仕事の疲労やうつ症状、更年期障害などと間違われて、診断が遅れる可能性がある。
重症心身障害 [P9,23,33,110,130,131,143]	障害の種別にかかわらず、2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。
重層的支援体制 [P15,60,98]	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うもの。
住宅入居等支援事業 [P151,152]	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業。
重度心身障害 [P92,161,165]	障害の程度の重い人のことで、概ね身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上を指す（同じ重度心身障害という表現を使っているが、サービスによって障害の等級が異なる場合がある。）
就労移行支援 [P37,38,41,75,76,78,101,106,107,109,115,126,127,128,129,135,164,166]	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施するサービス。対象者は、一般企業への就労を希望する人など。
就労継続支援 [P31,34,41,75,76,78,101,107,108,127,128,135,166]	一般企業に就職が困難な人に、雇用契約に基づき就労機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」がある。



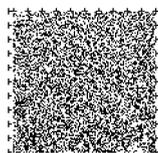
就労選択支援 [P13,15,41,75,78, 101,115,125]	就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするサービス。
就労定着支援 [P41,75,78,101,106, 108,129,164]	就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した方に、職場・家族・関係機関への連絡調整を行う。職場や自宅への訪問、障害のある人の来所により、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、就労に伴う環境の変化に適応できるよう支援を行う。
手話 [P42,46,50,65,68,70, 101,155,156,158]	聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の1つ。主に日本手話と日本語対应手話がある。
障害基礎年金 [P128]	国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は年金が支給されるもの。
障害支援区分 [P116,118,120,121, 122,130,131,135]	障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示すもの。介護給付における障害支援区分の認定は、2次判定を経て、障害支援区分や有効期間について認定等を行う。区分は、1から6までの6段階となっている。
障害者基本法 [P2,4,5,7]	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者虐待防止センター [P55,57,58,152]	障害者虐待防止法に基づき、養護者などから虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合の通報、届出をはじめ、虐待の防止、保護、相談等を行うとともに、支援、その他啓発活動等を実施するため設置される組織。
障害者差別解消法 [P2,53,54]	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25（2013）年6月に制定し、平成 28（2016）年4月1日から施行。
障害者支援施設 [P25,122,131,133, 136,151]	障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設のこと。



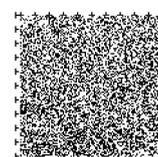
障害者週間 [P46,48]	平成 16 (2004) 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして、12月3日～12月9日までの期間が設定された。
障害者就労支援センター [P75,77,127,128,151,164]	障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労及び生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。
障害者自立支援協議会 [P8,9,10,44,64,104,146,149,153]	障害者総合支援法に基づき、地域の関係者が集まり、地域の課題などの共有、地域の関係機関によるネットワーク構築、地域の社会資源の開発、改善、地域相談事業の運営評価及び障害福祉計画策定に当たっての意見の具申などを行う機関のこと。
障害者総合支援法 [P2,4,12,13,16,36,66,79,97,102,115,126,135,149,160,166]	応益負担を原則とする障害者自立支援法(平成 17(2005)年法律第 123 号)を改正し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする法律として、平成 25 (2013) 年 4 月から施行された。
障害者相談支援センター [P153]	障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるような社会実現を目指し、ニーズに応じたサービス等利用計画の作成や、就労や日中活動についての相談支援活動を行う機関のこと。
障害福祉サービス [P2,4,7,9,11,14,15,23,29,32,34,36,39,40,41,43,59,62,63,64,65,69,72,96,99,101,105,113,114,115,119,125,126,127,134,136,137,151,153,159]	障害者総合支援法に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。
情報・意思疎通支援用具 [P157]	日常生活用具の種類の一つであり、点字器や人工喉頭などの障害のある人(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具のこと。
職場定着支援 [P77,126,164]	既に就業している障害のある人の職場への定着を支援すること。
ジョブコーチ [P77]	ジョブコーチ (job coach) とは、障害のある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える役割を担う。



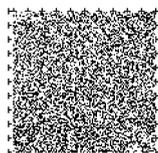
自立生活援助 [P41,101,103,133]	<p>障害のある人本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。また、定期的な訪問以外に、電話やメール等で随時相談も行う。</p>
身体障害者手帳 [P17,18,23,165,166,167]	<p>身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。 各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。</p>
生活サポート事業 [P72]	<p>在宅の障害のある人（児）や、その家族の方々の地域での暮らしを支援するため、市に登録承認された民間サービス団体が外出、送迎などについて、年間150時間までを限度としてサービスを提供する事業。</p>
生活ホーム [P65]	<p>自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情などによってそれができない身体障害のある人または知的障害のある人が、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設のこと。 日常の生活が自立していることが条件となっており、利用定員は4～9人。</p>
精神科病院 [P14,103,136,151]	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また、保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば、指定病院になることができる。</p>
精神障害者保健福祉手帳 [P20,23,165,166,167]	<p>精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇が受けられる。</p>
精神通院医療 [P20,92,101]	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。</p>



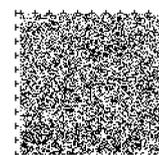
精神保健福祉士 [P61,151,160]	平成9（1997）年12月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う人のこと。
成年後見制度 [P42,55,56,101,151,153,154]	認知症、知的障害、精神障害、統合失調症、高次脳機能障害、遷延性意識障害などのために判断能力が不十分な人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。
遷延性意識障害 [P9,23,35,131,153]	重度の昏睡状態を指す症状。持続的意識障害などとも言われる。日本脳神経外科学会による定義では、自力移動が不可能、自力摂食が不可能など6つの項目が、治療にもかかわらず、3か月以上続いた場合を遷延性意識障害とみなす。
<h2>た 行</h2>	
短期入所 [P31,33,41,64,101,131]	障害のある人（児）、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張などのため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減などを図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのこと。
地域移行支援 [P13,42,101,103,115,136,137]	さまざまな理由によって退院（退所）できなかった方々に対して、保健所・自治体・病院・障害福祉サービス事業所などの関係機関が協力して、退院（退所）後の生活を支える体制を作り支援していくもの。地域移行推進員を派遣してスムーズに退院（退所）できるようサポートするサービスのこと。
地域活動支援センター [P42,65,67,101,160]	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設のこと。対象者は、創作的活動や生産活動を希望する人など。
地域相談支援 [P4,42,136]	①いろいろなサービスを必要とする。②長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある。③家族やまわりの人から支援が得られず孤立している。などの理由がある人を対象に、計画的なプログラムに基づいた自立支援サービス等利用計画を作成支援するサービスのこと。



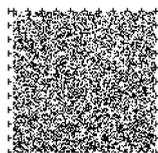
地域定着支援 [P42,101,103,115,136,137]	施設から地域に移行した人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにその他の便宜を供与するサービスのこと。
点字 [P87,157]	視覚障害のある人が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。
点訳 [P68,70]	印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）といい、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。
統合失調症 [P20,167]	幻覚や妄想といった精神症状や意欲・自発性の低下などの機能低下、認知機能低下などを主症状とする精神疾患の1つ。
統合保育 [P81,146]	障害のある子どもの特性等に十分配慮して健常児との混合により行う保育のこと。
特定障害者特別給付費 [P65]	入所施設を利用される方について支給される。生活保護、低所得1、2の利用者には、定率負担額や実費負担額を負担しても（少ない年金収入等しなくても）その他生活費が一定額残る様に給付する。
特別支援学級補助員 [P83]	発達障害等を有する児童生徒の学習や学校生活を支援する非常勤嘱託職員で、年間を通して随時、必要な学校に配置される人のこと。
特別支援学校 [P77,78,122,123,124,125,126,127,128,140]	学校教育法等の一部を改正する法律（平成19（2007）年4月1日施行）により、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける特別支援学校として位置付けられたもの。
<h2>な行</h2>	
難病 [P14,16,21,23,25,26,46,50,55,92,96,155,166]	原因が不明で治療法が確立していない、長期療養を必要とする希少な疾病。令和6（2024）年4月現在、特定疾患等医療給付制度の対象となる疾病は、指定難病は341疾病、小児慢性特定疾病は788疾病となっている。また、障害福祉サービス等の対象となる疾病は369疾病となっている。
難病患者見舞金 [P21,23]	国及び県が指定した特定疾患及び小児慢性特定疾患の方の精神的、経済的な負担を軽減するため、指定難病医療受給者証等をお持ちの人に、市が支給する見舞金。



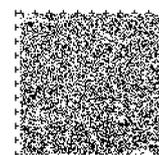
日常生活用具 [P42,101,157]	障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定による障害者または障害児の日常生活上の便宜を図るための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具）のこと。
日中一時支援 [P162]	障害のある人などの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて、障害のある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應する日常的な訓練、その他支援を行う事業。
日中活動系サービス [P41,64,67,115,122]	障害者の昼間の活動を支援するサービスのこと。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等を指す。
日中活動の場 [P40,67]	療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを指す。
日本手話 [P158]	手、指、体、顔の部位等の動きにより文法を表現し、日本語とは異なる文法体系を有する言語のことをいう。
<h2>は行</h2>	
排せつ管理支援用具 [P157]	日常生活用具の種類の一つであり、ストマ用装具などの障害のある人（児）の排せつ管理を支援する衛生用品のこと。
育み支援バーチャルセンター事業 [P9,11,24,35,61]	発達障害を含む、発達に遅れがある子どもたちの早期発見、早期支援ととぎれのない総合的な支援を図ることを目的として、平成21（2009）年4月より市で実施されている事業のこと。
発達障害 [P7,11,15,24,35,38,41,46,50,59,61,83,90,103,104,112,167]	生まれつきの脳の障害のために言葉の発達が遅い、対人関係をうまく築くことができない、特定分野の勉学が極端に苦手、落ち着きがない、集団生活が苦手、といった症状が現れる障害の総称で、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害、などさまざまな障害が含まれる。
バリアフリー [P12,33,35,37,47,69,74,81,86,87,88]	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年ではすべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。平成18（2006）年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）は、高齢者、障害者等の移動上および施設の利用上の利便性および安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。



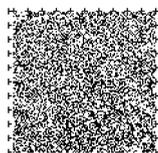
ピアカウンセリング [P44,151]	障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障害のある人などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うこと。
ピアサポート [P112]	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を共有し、互いをサポートしていく取組のこと。
P D C A サイクル [P44]	計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価 (Check) して改善 (Action) に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。
避難行動要支援者台帳 [P33,65,94]	避難行動要支援者名簿の対象となる方のうち、台帳への登録を届け出された方について、地域で避難支援者となる消防署や警察署、民生委員児童委員等に対して、事前に提供し、災害時はもとより日頃から防災訓練等において、支援体制づくりのために活用するもの。
避難行動要支援者名簿 [P94]	平成 25 (2013) 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者 (障害のある人や高齢者等) の名簿の作成が、市町村に義務づけられることになった。避難支援や安否確認のため避難支援者 (消防署や警察署、民生委員児童委員等) に提供し活用するもの。
福祉施設 [P15,38,41,44,94,102,106,115]	各種の法律により、社会福祉のために造られた施設のこと。職員には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、非常勤 (一部施設は常勤) の医師や看護師、指導員、保育士などがいる。
福祉的就労 [P37,75]	障害などの理由により企業で働けない人のために、障害施設などで働く場を提供すること。
福祉避難所 [P94]	災害時に介護の必要な高齢者や障害のある人を一時的に受け入れて、ケアをする施設。バリアフリー化された福祉施設などを指定する。
ペアレントトレーニング [P15,63,112]	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。当初、知的障害や発達障害のある子どもを持つ家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。
ペアレントプログラム [P112]	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者 (保育士、保健師、福祉事業所の職員等) が効果的に支援できるよう設定された、グループプログラムのこと。発達障害やその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、さまざまな悩みを持つ多くの保護者に有効とされている。



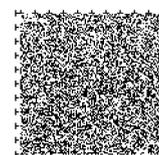
ペアレントメンター [P112]	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。
保育所等訪問支援 [P29,64,101,110,141]	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進するためのサービス。
放課後等デイサービス [P29,64,81,101,110,140,144]	平成 24 (2012) 年の児童福祉法改正により位置付けられたサービス。学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを行っている。
法定雇用率 [P76]	障害者雇用促進法により障害のある人がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主は、全従業員に対して一定割合以上の障害のある人を雇用しなければならないとされている。民間企業だけでなく、地方自治体などの行政機関でも、この法定雇用率を達成させることが義務づけられている。
訪問系サービス [P41,64,115,116]	利用者の自宅での快適な療養・生活を目指し、医療度の高い介護サービスから、入浴・排せつ等の生活に即した介護サービス、そして自立生活に向けた生活支援サービスまで訪問して行うサービスのこと。
保健師 [P35,63,145,151]	所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育指導などを通じて疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家。
ホームヘルパー [P116]	障害のある人などの家庭を訪問し、①入浴、排せつ、食事などの介護、②調理、洗濯、掃除などの家事、③生活などに関する相談、助言、④外出時における移動の介護などを行う職種のこと。
補装具 [P101]	身体障害のある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは損なわれた身体機能を補完・代替する用具。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いす、つえ、義眼、補聴器など。

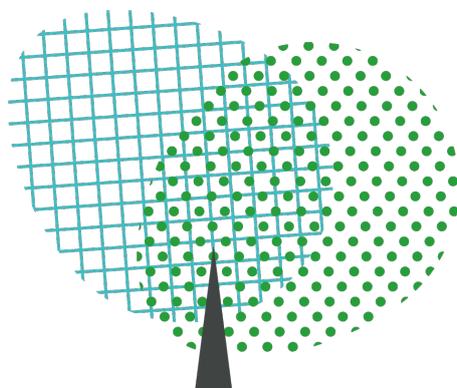


ま行	
民生委員児童委員 [P60]	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。
モニタリング [P136]	個別支援計画の見直し・評価のこと。一定期間ごとに計画の目標、達成状況の評価、達成されない原因・理由の分析、今後の対応（支援内容・方法の変更、見直しなど）を行う。
や行	
ユニバーサルデザイン [P12,37,66,86,88]	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
要約筆記 [P46,50,68,70,155,156]	聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段の1つで、話されている内容を要約し、それを文字にして伝えるもの。要約筆記には、手書き要約筆記（OHP、OHC、ノートテイク）とパソコン要約筆記があり、聴覚障害のある人が参加する講演会や集会、会議など、状況に応じて使い分けることが可能。 ※OHP…オーバーヘッドプロジェクターの略 OHC…オーバーヘッドカメラの略 要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障害のある人のために筆記を行う人のこと。
ら行	
ライフステージ [P36,38,43,60,82,99,110]	人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。
理学療法士 [P123]	身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えたりする人のこと。国家資格である。



リハビリテーション [P4,123]	<p>障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。</p> <p>また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。</p>
療育手帳 [P19,23,165,167]	<p>昭和 48（1973）年の厚生労働省事務次官通知「療育手帳制度について」に基づいて、都道府県知事が発行するもので、知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害のある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付するもの。</p>
レスパイトケア [P140]	<p>レスパイト（Respite）とは、息抜きや一時休止、休息という意味で、介護者の日々の疲れなどの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に事業所等で受け入れを行い、介護者の負担軽減を目指すもの。</p>





第6次朝霞市障害者プラン
第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画
令和6(2024)年3月

発行 朝霞市

編集 福祉部障害福祉課

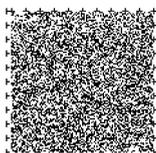
〒351-8501

埼玉県朝霞市本町1-1-1

電話：(048) 463-1111 (代表)

FAX：(048) 463-1025

ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp/>



UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

むすしのフロントデスクが

